

佐久穂町集落支援員募集要領

佐久穂町では、町の将来像に「自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を掲げ、“住民が様々な地域コミュニティの力で楽しく安心して暮らし続けられるまち”に向けて、平成28年から集落支援事業に取り組んできました。

しかし、少子高齢化や人口減少により地域の様々な活動を支える担い手不足が顕著となり、またコロナ禍によって人々が集う各種行事や活動が停滞、縮小しています。

そこで、令和4年度からは、時代の変化に対応した地域運営のあり方（女性や若者が“参加したくなる、参加できる”仕組みや場づくり）や、住民同士が気軽に相談できる関係の再構築（つながり直し、新しいつながりづくり）を進めていきます。

地域のアイデンティティ（足元にある価値）を掘りおこし、地域住民の活動や関係性を紡ぎ、^{つむぎ}“この地域に住み続けたい”“この地域が好き”という住民と一緒に育む人材として「集落支援員」を募集します。

1. 集落支援員に課されること

- ① 集落の状況調査及び点検に関すること
- ② 集落の課題把握及び整理に関すること
- ③ 地域住民間における話し合い活動及び協働の推進に関すること
- ④ 地域の実情に応じた集落の維持及び支援に関すること
- ⑤ 集落、住民及び町との連絡調整に関すること

2. 業務内容

○ 集落の調査・対話

集落を訪問し地域の方との対話を通して、集落の特徴、暮らしの工夫、成り立ちなどを調査・ヒアリングし、記録していきます。

○ 集落に関する情報発信

記録を元に集落のマップづくりや集落に関する情報の編集を行い、将来の担い手に役立つ情報発信をします。かつては日常のコミュニケーションのなかで伝承されていた集落の情報が現在の暮らしでは次世代に伝わりにくくなっています。これまで大切に守られていたものを将来に繋いでいきます。

3. 募集人員 5名程度

4. 応募資格

- 要件（以下の内容を全て満たしていること）
 - ① 令和4年4月1日現在で20歳以上の方
 - ② 地域の実情や地域づくりへの関心が高い方
 - ③ 町民と協力しながら、集落を元気にするために意欲的に行動できる方
 - ④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
 - ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方
 - ⑥ パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント）ができ、インターネットやメールなどを活用できる方
 - ⑦ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

5. 支援員の採用

- 応募資格を満たす方の中から、パートタイム会計年度任用職員として採用します。なお、町長が支援員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解任することがあります。

6. 雇用契約期間

- 任用開始日～令和5年3月31日を最初の雇用契約期間とします。

7. 報酬費

- 報酬費は、時給1,103円とします。

8. 勤務形態等

- 支援員業務に従事する時間は、週6時間を基本とします。

9. 福利厚生

- 支援員の活動に必要な自動車等は、原則、支援員が用意するものとします。
- 支援員の活動用の消耗品費、旅費等の活動経費は、町が予算の範囲内で負担します。

10. 応募方法等

- 下記の書類を佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係へ提出してください。
【提出書類】指定応募用紙（写真添付、必ず携帯以外のメールアドレスを記入）
※提出書類は返却しません。
※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

11. 募集期間

- 令和4年5月16日（月）から令和4年5月23日（月）17時まで
※郵送の場合は必着

12. 選考方法

- 第1次選考（書類選考）
第1次選考の結果は令和4年5月26日（木）を目安に応募者全員に文書で通知します。
- 最終選考（面接）
第1次選考合格者を対象に面接を行います。
最終選考の日程等詳細については、第1次選考合格者へお知らせします。
なお、最終選考に要する交通費等は応募者の負担とします。
- 最終選考結果の通知
最終選考の結果は6月上旬を目安に最終選考者全員に文書で通知します。
- 合格者説明会
規則等や業務の確認、各課への紹介等を行います。合格者と日程調整のうえ実施します。
※選考内容については、一切公表しません。

13. 問い合わせ・申し込み先

佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 係長小林 担当：市川、副島
〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地
TEL：0267-86-2553 FAX：0267-86-4935
メール：seisaku@town.sakuho.nagano.jp